

渡辺だいすけ 奔走記

第2号

2019年11月
— 発行者 —
福井県議会議員
渡辺大輔

福井市新田塚1-70-31
TEL.0776-50-2083

県政報告



今、こんなことに取り組んでいます!

議会答弁

活動報告

「教育問題」

質問

1

2021年までに月残業時間が80時間を超える教職員をゼロにする目標を達成するため、踏み込んだ業務改善策があるのか、具体的な内容を伺う。

A

【教育長】

①優れた学習プリントや授業案を学校内で共有する。②主に中学校で遅番勤務の導入。③欠席連絡を電話ではなく保護者からのメールで。④大会、校外学習の引率を最低限にする。⑤PTA活動の内容の精査。これらの案でできるものを学校独自の判断で行うよう提示した。

県教委としては◎集合研修を精査し、遠隔システム研修に切り替える。◎SASAの採点の外部委託を進める。などに取り組む。

質問

2

弁護士会と連携を取り、学校が弁護士会に連絡することで弁護士が直接派遣される、スクールロイヤー制度を導入すべき。

A

【教育長】

県内でも、不登校や暴力行為、いじめの認知件数は年々増加している。保護者などからの過度な要求やクレームへの対応が、学校現場において、教職員の精神的、時間的な負担になっていることもお聞きしている。今年度は教育に精通した弁護士による法律相談を定期的開催。その内容を精査し、学校に対応マニュアルとして示す。

次年度以降は、スクールロイヤー(学校弁護士)制度の必要性を検討する。

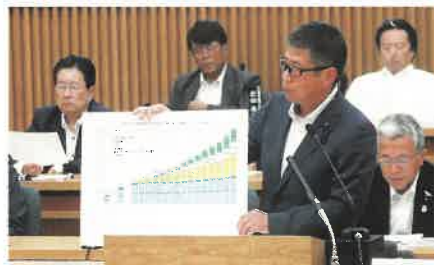
質問
3

発達障害などにより通級指導を受けている児童生徒数は、全国では平成5年度に比べ、平成29年度は約8.9倍。本県の通級指導を受けている児童生徒数の推移は。

A

【教育長】

福井県は平成5年度以降、通級ではなく特別支援教育センターが巡回指導をしていた児童は通級指導には含まれていなかったため、単純には比較できない。全国比較のできる平成19年度以降の増加率では、全国の2.4倍に対し、福井県は2.5倍。



9月に一般質問。
通常学級における発達障害児の増え方をグラフにして訴えました。

■通常学級における発達障害児の増え方（人）

| 年度 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 小学校 | 265 | 247 | 246 | 332 | 315 | 339 | 423 | 408 | 436 | 463 | 518 | 574 | 601 |
| 中学校 | 45 | 66 | 71 | 66 | 79 | 87 | 130 | 159 | 161 | 149 | 172 | 179 | 176 |
| 高校 | | | | | | | | | | | | 12 | 33 |
| 計 | 310 | 313 | 317 | 398 | 394 | 426 | 553 | 567 | 597 | 612 | 690 | 765 | 810 |

質問
4

通常学級における個別の支援をするための課題に対し、人的な配置を増やすなどの具体的な解決策を考えているのか。

A

【教育長】

県では、対象児童生徒が増加している状況に応じて、引き続き人的配置をしていくことに加え、通常学級の担任の専門性を高める研修の実施、個別の支援計画の策定の徹底、学級担任、通級指導教員、支援員等によるチーム支援の強化、すべての児童生徒に対して障がいへの理解啓発を図っていく。

質問
5

介護のために退職した教員について、介護終了後に復職できるシステムを構築すべき。

A

【知事】

これまでの経験を活かして、復職して子どもたちを教育していただけるという状況は、とても歓迎すべき。他県の状況を見ても、一定期間の範囲内で再採用の希望があれば、復職させる制度をとっているところもある。再採用の希望があった場合に、例えば特別選考を実施する、面接のようなことを行って復職できるような制度について検討していきたい。

「福祉政策」

質問

1

外国人介護人材として、日本語能力の高い留学生を呼び込むため、県が現地に日本語学校を作る、あるいは日本語学校に日本人教師を派遣する独自の施策を提言する。

A

【知事】

県では、外国人が介護専門学校への留学や、日本語学校に必要な経費の助成をH28年度から行ってきて、現在、毎年20数名の留学生が福井県に来ている。しかし他県も同じようなことを始めていて、人材確保の先行きはなかなか厳しい。現在アジアのある国で、担当課長を派遣して、調査、交渉等を行っているところ。現地の学校にこちらの先生を送り込んで、それで日本語や介護の教育をするということを進めていきたいと、現在考えているところである。

より楽しい学校をめざして！

◎先生方が忙しい原因の一つに、児童・生徒の問題行動への対応や過度の要求をする保護者への対応があります。そこには、小さなことでも法律の知識があればスムーズに解決する事案も多くあります。今年度から、学校弁護士による相談会を定期的開催し、来年度から全県的に配置することを検討すると県教委は言っています。大きな問題になってからではなく、なりそう学校側が困っている段階から相談できる制度です。子どもたちや先生のためにも充実した制度になるよう、しっかりと訴えていきます。

◎介護は「いつまで」という終わりが見えません。介護によって先生を続けたいのに辞めていった方を何人も見てきました。その実情をしっかりと訴えました。介護が終わった後、特別枠で再採用される制度を早ければ来年度からの導入を検討すると県教委も言っています。安心して介護に専念できるよう、良い制度になるようしていきたいです。



◎総務・教育常任委員会に所属しています！

総務・教育常任委員会ではこんな質問をしました。

質問

総務部

今年度、県の行っている約3千の事業を全てゼロベースで見直すための「事務事業の見直しのための県民会議」具体的な中身とメンバーとは？

質問

教育庁

文科省は来年度、いじめ・不登校など学校における諸問題に対し、法的見地から相談できる「学校弁護士」を全国都道府県に配置するとしているが、福井県では何人の配置で、相談するための方法などは？



総務・教育常任委員会に所属。9月は今年度策定の「教育大綱」や「学校弁護士」などについて質問。

A 理事者の回答については、次号でお伝えします。

フリー・トーク

私たち議員は、知事やその他理事者側に対し、質問という手法で今の政策を問い質すことができます。

私は議員になって、まだ5か月しか経っていない1年生。理事者側はその道のプロ集団。私は長年、教育には携わってきましたが、それ以外のことでも、相当勉強や調査をしないと、質問できないなあと思っていました。でも、ある先輩議員から言われました。「専門でなくても、質問できる。逆に専門でなければ質問できんのやったら、何も質問できないよ！」。

調査も勉強も必要ですが、それ以上に必要なのが、県民目線。すべての県民が、今の福井県の政策に満足しているのであれば、問い質す必要はありません。でも今の政策に満足できないのであれば、そして多くの県民がそのように感じているのであれば、問い質す必要があるのです。その時に大切なのが事実と分析。日々、誠実に生きている人たちが、それでも困っているとき、どのように困っているのか、なぜそのようになっているのかをしっかりと調べたうえで問い質す。そのようなことを、地道に続けていこうと思います。



こんなことにも
取り組んできました!



「統合型学校支援システム」の視察

来年4月開講予定の
県立大学「創造農学科」
(あわらキャンパス)を視察



熊本市議会の施策について質問



原子力防災訓練の視察
(スクリーニング)



北陸新幹線
九頭竜川橋梁の
工事現場視察

この他にも
いろんな方と
お会いしました。

お困り、お悩みなどありましたら是非ご相談を!

渡辺大輔事務所

〒910-0067 福井市新田塚1-70-31

TEL.0776-50-2083 FAX.0776-50-2086

E-mail d-wat571@outlook.jp

<http://watanabe-daisuke.info/>

